

【予防接種ワクチンの種類と接種間隔】

不活化ワクチン	
・ヒブ	・日本脳炎
・小児用肺炎球菌	・DT
・B型肝炎	・子宮頸がん予防ワクチン
・四種混合	・インフルエンザ
・五種混合	

経口生ワクチン	
・ロタ	

注射生ワクチン	
・BCG	・MR
・水痘	・おたふくかぜ

- ①「注射生ワクチン」の接種後27日以上の間隔をおかなければ、「注射生ワクチン」の接種を受けることはできません。
- ②同一ワクチンを2回以上接種する場合の間隔は、それぞれの「接種間隔」の欄を参照してください。



予防接種の種類	対象者	標準的な接種間隔・接種期間など	接種回数	ワクチンの種類	
BCG (結核)	1歳未満	生後5か月から生後8か月まで	1回	注射生 ワクチン	
水痘	1歳以上3歳未満	1回目 標準:6か月以上12か月未満 原則:3か月以上 2回目	2回		
MR (麻しん風しん混合)	1期	1歳以上2歳未満	2歳の誕生日の前日まで		1回
	2期	H30.4.2~H31.4.1 生まれの方	小学校入学前の1年間:令和6年4月1日~令和7年3月31日		1回
日本脳炎 ※2	1期	3歳以上7歳6か月未満	1回目 標準:6日~28日 原則:6日以上 2回目 標準:おおむね1年 原則:6か月以上 追加	3回	不活化 ワクチン
	2期	9歳以上13歳未満	小学4年生	1回	
DT (ジフテリア 破傷風混合)	11歳以上13歳未満	小学6年生	1回		
子宮頸がん 予防ワクチン	小学6年生から 高校1年生相当の 年齢の女子	サイバックス (2価)	1回目 標準:1か月 原則:1か月以上 2回目 原則:2か月半以上 3回目 標準:6か月以上 原則:5か月以上	3回	
		ガーダシル (4価)	1回目 標準:2か月 原則:1か月以上 2回目 原則:3か月以上 3回目 標準:6か月以上	3回	
		シルガード9 (9価)	15歳未満	1回目 標準:6か月以上 原則:5か月以上 2回目 5か月未満 3回目 原則:3か月以上 ※3	2回 又は 3回
			15歳以上	1回目 原則:1か月以上 2回目 原則:3か月以上 3回目 標準:6か月以上	3回

※2)日本脳炎予防接種の勧奨差し控えにより、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれ(20歳未満)で未接種分がある方は、特例対象者となりますので、健康増進課までお問い合わせください。
 ※3)2回目の接種が初回接種から5か月未満となる場合は、2回目接種から少なくとも3か月以上の間隔を空けて3回目接種を行います。

風しんの第5期予防接種【令和6年度末で終了】

<実施期間> 令和7年3月31日まで
 <対象> 昭和37年4月2日生~昭和54年4月1日生まれの男性で
 風しんの抗体検査の結果、抗体価が十分でない方
 <自己負担> なし
 クーポン券がお手元がない方は、健康増進課へご連絡ください。

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種【定期接種】

<対象> 65歳以上66歳未満
 (66歳のお誕生日前日まで)
 <自己負担> 2,000円
 ※過去に肺炎球菌ワクチンを接種された方は対象外になります。



65歳以上のインフルエンザ、
 新型コロナワクチン予防接種は
 「広報はびきの」等で
 お知らせします。



はびきのの健康づくりの目標

栄養・食生活



- ①肥満ややせのリスクに関する啓発
- ②バランスのよい食生活の推進
- ③朝食と野菜の摂取の啓発
- ④共食の重要性の普及・啓発

運動・身体活動



- ①運動・身体活動の効果や必要性の普及・啓発
- ②継続して運動に取り組めるような環境づくり
- ③高齢者の身体活動の支援
- ④運動習慣者の増加促進

休養・こころの健康



- ①睡眠の重要性の普及・啓発
- ②こころの健康に関する情報や相談支援の充実
- ③地域の活動への参加の促進

歯の健康



- ①子どものむし歯予防の推進
- ②成人期の歯周病予防の推進
- ③高齢者への口腔ケアの推進
- ④噛むことの必要性の周知・啓発
- ⑤かかりつけ歯科医の推進

たばこ



- ①喫煙と健康についての理解の促進
- ②20歳未満の人に対する喫煙の防止
- ③妊娠中や子育て中の保護者の喫煙の防止
- ④望まない受動喫煙を生じさせない環境づくり
- ⑤たばこをやめたい人に対する禁煙支援

アルコール



- ①飲酒と健康についての理解の促進
- ②20歳未満の人に対する飲酒の防止
- ③妊娠中の飲酒の防止
- ④生活習慣病のリスクを高める飲酒の防止

健康管理



年に1回
 健診を受け
 ましょう!

- ①健康づくり対策の充実
- ②健(検)診受診率向上
- ③生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ④かかりつけ医師・薬剤師の推進
- ⑤介護予防事業の推進

健康増進課では健康はびきのの21計画(第3期) 食育推進計画(第3次) 自殺対策計画(第2次)に基づき事業を行っています